

調 査 要 領

1. 調査対象施設

以下のすべてに該当する施設を調査対象とする。

- ・ 「(別紙1) 調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等
- ・ 平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を有する施設
- ・ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）」（平成30年11月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設

2. 調査対象建材

当該建築物等に使用されている建材であって、次のアからエに掲げるものを調査対象建材とする。

調査対象建材	内 容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版裏断熱材、石綿煙突用断熱材。

3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。（特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベーターの昇降路内にもアスベストが使

用されている場合があるので留意すること。さらに、工作物についても建築物と同様に規制されることとなっているため、用途上又は構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突であっても、対象とすること。）

その際、「(別紙2) 石綿含有建材品目例(参考)」(出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>))に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるので、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている建材にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(別紙3)に基づき、適切に行うこと。

なお、公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているので、分析調査実施の参考とすること。

4. 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに社会福祉施設等において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「施設個表」等に記載すること。

- (1) 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に前述の3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意すること。
- (2) 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、JIS法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施することを原則とする。ただし、これまでにJIS法(JIS A1481規格群)による分析調査以外の分析調査を実施している場合は、次によること。

状 況		実施する分析調査
ア これまでに、「平成 8 年 3 月 29 日付基発第 188 号労働省労働基準局長通知」又は「平成 17 年 6 月 22 日付基安化発第 0622001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知」による分析調査を実施した場合	① アスベスト含有率の分析方法が 0.1%までの精度を有する分析調査を実施した場合	JIS 法（JIS A1481 規格群）により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。
	② アスベスト含有率の分析方法が 0.1%までの精度を有しない分析調査を実施した場合	JIS 法（JIS A1481 規格群）により、6 種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。
イ これまでに、トレモライト等を対象としていない JIS 法（JIS A1481）による分析調査を実施した場合		JIS 法（JIS A1481 規格群）により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。
ウ これまでに、6 種類のアスベストを対象とした JIS 法（JIS A1481）による分析調査を実施した場合		分析調査の必要はない。

（注 1）上記ア又はイによる場合であって、当該分析調査で実施された X 線回析分析の X 線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はない。

（注 2）アスベストの分析調査については、現在 JIS 法（JIS1481 規格群）により実施することとなっている。なお、これまでの分析調査については、JIS 法（JIS1481）に従って実施してきたが、平成 26 年 3 月 31 日に JIS A1481 が廃止され、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 26 年 3 月 31 日付基発 0331 第 31 号厚生労働省労働基準局長通知）により、JIS A1481-1、JIS A1481-2 及び JIS A1481-3 の JIS 規格群により実施することとなった。また、平成 28 年には JIS A1481-1、JIS A1481-2 の改訂及び JIS A1481-4 の追加があった。（詳細な調査方法については「石綿分析マニュアル【1.04 版】」（平成 28 年 3 月 厚生労働省）等を参考にすること。）

【参考】アスベスト分析調査について

	①「基発第 188 号」、「基安化発第 0622001 号」による分析調査 (※既に廃止済み)	JIS 法による分析調査	
		②JIS A1481 による分析調査 (※既に廃止済み)	③JIS A1481 規格群による分析調査
分析対象アスベスト	分析の対象となるアスベストは、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの 3 種類。	分析の対象となるアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの 3 種類。 ただし、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトについても、解説にその分析方法を記載。	分析の対象となるアスベストは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの 6 種類。

※これまで、上記①及び②による分析調査を実施している場合であっても、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合があるため、6 種類のアスベストを対象とした分析調査を実施する必要があることに留意すること。

(3) 前回調査（平成 30 年 12 月 1 日時点）において、

- ・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し除去等の措置を実施している場合
- ・設計図書等や分析調査により 6 種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。

※上記の「・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し除去等の措置を実施している場合」については、「(様式 1－1) 施設個表」のイ「除去等の措置済」もしくは、ウ「アスベストの飛散がない状態」を指す。

※上記で「今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。」と記載しているが、こちらに該当する施設は、「(様式 2－1) 総括表」において「全施設数」欄に計上すること。

5. 調査時点

調査時点は、令和 3 年 12 月 1 日（水）とする。

6. 調査表提出期限

令和4年6月28日（火）

調査表の提出に当たっては、Excel で作成のうえ、「（様式2－1）総括表」、「（様式2－2）総括表」、「（様式2－3）総括表」及び「（様式3）未回答施設一覧」を、別紙5の各提出先に、施設種別ごとにメールにて提出いただくとともに、「（様式1－1）施設個表」及び「（様式1－2）施設個表」については各都道府県、指定都市、中核市において、適切に保存すること。

ただし、分析調査の結果、ばく露のおそれがある施設については、「（様式1－1）施設個表」及び「（様式1－2）施設個表」を提出すること。

また、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各施設開設者または管理者において適切に保存するよう指導すること。

【参考】調査表について

様式名	作成者	備考
（様式1－1）施設個表	施設	施設におけるアスベスト対策等に係る現状について把握するために作成する
（様式1－2）施設個表	施設	（様式1－1）において、「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合に、アスベストが使用されている場所等について把握するために作成する
（様式2－1）総括表	都道府県市	施設から提出された（様式1－1）を取りまとめて作成する
（様式2－2）総括表	都道府県市	施設から提出された（様式1－1）のうち、『前回調査で「ばく露のおそれのある施設」と回答していた施設』を取りまとめて作成する
（様式2－3）総括表	都道府県市	施設から提出された（様式1－2）を取りまとめて作成する
（様式3）未回答施設一覧	都道府県市	調査表の提出がなかった施設数を把握するために作成する

7. 調査表の作成要領

（1）「施設個表」について

○「（様式1－1）施設個表」について

調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象施設ごとに作成すること。

なお、煙突用断熱材については、「（別紙4）アスベスト含有煙突用断熱材の調査に

関する留意事項について」で石綿セメント円筒とアスベスト含有煙突用断熱材の違いについて確認の上、間違いのないように記入すること。石綿セメント円筒等については、本調査の調査対象建材ではないので注意すること。

- ① 「除去等の措置済」とは、「除去状態」の他に、「封じ込め状態」(※1)又は「囲い込み状態」(※2)にあるものを指すものであること。

(※1) 封じ込め状態とは、アスベスト含有建材をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

(※2) 囲い込み状態とは、アスベスト含有建材が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

- ② 「アスベストの飛散がない状態」とは、「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。

- ③ 「除去等の措置未実施」とは、「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。

- ④ 「日常利用する場所」とは、入所者又は職員等が常時利用する場所を指すものであること。

- ⑤ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。

- ⑥ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。

- ⑦ 「未定」とは、「措置予定」以外を指すものであること。

○ 「(様式1-2) 施設個表」について

(様式1-1)において、「ばく露のおそれのある施設」に該当する施設について、調査対象施設ごとに作成すること。

(2) 「総括表」について

○ 「(様式2-1) 総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式 1-1) 施設個表」を調査対象施設種別(別紙 1 を参照)ごとに取りまとめ、「(様式 2-1) 総括表」を作成して提出すること。

なお、調査対象施設種別ごとに、全施設数、調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)数及び回答施設数を記載すること。

その他、様式に記載した記入要領に従い、作成すること。

○「(様式 2-2) 総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式 1-1) 施設個表」のうち、『前回調査で「ばく露のおそれのある施設」と回答していた施設』欄に○を付している施設を取りまとめて、「(様式 2-2) 総括表」を作成して提出すること。

なお、令和 3 年 10 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局連名事務連絡「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査結果の結果の公表について」における「社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査【都道府県別】・【指定都市別】・【中核市別】」に計上されている「ばく露のおそれのある施設」の合計と同数になるようにすること。

○「(様式 2-3) 総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式 1-2) 施設個表」を取りまとめ、「(様式 2-3) 総括表」を作成して提出すること。

○「(様式 3) 未回答施設一覧」について

提出期限において未回答の施設については、都道府県、指定都市、中核市において、「(様式 3) 未回答施設一覧」を作成のうえ、提出すること。

なお、未回答施設数は、調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)数から回答施設数を差し引いた数と同数であること。